

枚方市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）12 月 25 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和 2 年（2020 年）12 月 22 日付け土交第 566 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 2 年（2020 年）12 月 22 日

3. 監査の結果に関する報告

令和 2 年（2020 年）3 月 27 日付け枚監査第 271 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《土木部 交通対策課》

○有料自転車駐車場の管理運営について

交通対策課では、有料自転車駐車場において、使用料の徴収を行っている。

有料自転車駐車場において長期放置している自転車等に対する使用料については、条例にその根拠となる明文の規定がないにもかかわらず、上限額を定めて徴収していた。

使用料については、本来、条例に基づいて徴収すべきであり、今後、長期放置時における使用料について検討するよう指摘する。

（2）措置内容

有料自転車駐車場において長期放置している自転車等に対する使用料については、令和 2 年 11 月 6 日より、条例に基づき、自転車は 100 円、原動機付自転車は 200 円、普通自動二輪車及び大型自動二輪車は 300 円に使用許可期間を経過した日数を乗じた額の使用料を徴収するよう改善を図った。

また、長期放置に対する使用料については、各有料自転車駐車場において張り紙による周知を行っている。

今後も有料自転車駐車場において長期放置している自転車等に対する使用料については、条例に基づく適正な徴収事務を行う。